

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

第1回 基準法システムWG

- 1 日 時 平成25年10月18日（金）14:00～16:00
- 2 場 所 大阪府庁咲洲庁舎
- 3 出 席 大阪府
I C B A

- 4 議 事
 - ・通知・報告配信システム実証実験の方法（運用方法）
 - ・スケジュール

- 5 配付資料
 - ※24年度第1回WG資料を参考配付
 - 【資料1】郵送本位型について
 - 【資料2】通知・報告配信システムにおける送受信すべき必須データの検討について
 - 【資料3】通知・報告配信システム 利用準備スケジュール（叩き台）

1. 郵送本位型 について

■送信対象文書と送信形式

○確認審査報告（建築物）の場合 ※経由書類を含む

文書・書類名	記載事項	報告方法	備考
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日	通知配信システム (xml)	システム配信にて受領
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、 建築物及びその敷地に関する事項	通知配信システム (xml)	指定機関帳簿記載事項をシステムにて送受信 pdf化及び送信は不要
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	郵送	概要書原本を送付 ※第一・二面含む
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	郵送	写し
チェックリスト		郵送	写し
構造計算適判結果通知		郵送	写し
建築工事届		郵送	原本を送付
浄化槽設置届		郵送	原本を送付
建築主変更等各種届		郵送	写し

※計画変更、中間検査、完了検査については上記に準ずる。

■運用ルール

1. 表紙（16号様式）、建築計画概要書第一・二面（確認申請書第一～三面にあたる）のデータ送信は、適宜行うものとします。
2. 指定機関が受領し経由して送付する申請者作成の紙原本書類については、原則として郵便等にて送付するものとします。送付は週1回とし、月～日曜日の間に確認済証を交付し、そのデータを送信した物件の書類を、次の月曜日に発送することとします。この際、データの受信漏れチェックのために、送信物件リストも併せて送付するものとします。
3. 送付された送信物件リストと照合したうえで、送信データを受領します。不足物件が見つかった場合、電話等で連絡調整の上、配信システムで再送信していただくこととします。

通知・報告配信システムにおける送受信すべき必須データの検討について

確認審査報告 ※建築物	特定行政庁の台帳等		指摘確認検査機関からの確認審査報告の書類 (法第6条の2第10項 規則第3条の5)		参 考
	台帳記載事項	書類の閲覧 ※建築計画概要書 ※処分等概要書	確認審査報告書 16号様式	添付書類	
	法第12条第7項	法第93条の2	法第6条の2第10項	建築計画概要書 3号様式	指定確認検査 機関の帳簿
	規則第6条の3第1項	規則第11条の4	規則第3条の5	法第6条第1項・ 法第6条の2第1項 規則第1条の3、 第2条、 第3条、第3条の3	法第77条の29第1項 機関等の省令第28条
	特定行政庁	特定行政庁	指定確認検査機関	申請者(代理人含む) 申請者(代理人含む)	指定確認検査機関
作成者 ⇒					
確認済証交付者	○	○	○		
確認済証番号	○	○	○		○
確認済証交付年月日	○	○	○		○
建築主等の概要	○	○	○	(○) (第2面)	○ 第1面
建築物及びその敷地に関する事項	○	○	○	(○) (第3面)	○ 第2面
付近見取図・配置図		○			○ 第3面
建築物別概要				○ 第4面	
建築物の階別概要				○ 第5面	

【郵送本位型のメリットについて】上表を昇れば、指定確認検査機関が作成する帳簿のデータ(おそらく電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されたデータ)を送受信できれば、特定行政庁の台帳整備は足りる。閲覧に供さなければならぬ建築計画概要書(特に第3面(付近見取図・配置図))をPDF化して送信する手間(費用)と郵便等により送付する手間(費用)とを比較して、現状よりも安価になるやり方を提案できれば、建築計画概要書の郵便等による送付の承諾を得ることができるのではないか。

通知・報告配信システム 利用準備スケジュール（叩き台）

平成24年8月3日

		24年度				25年度				
		8	9	10	11	12	1	2	3	4
作業概要			運用条件 (案) まとめ	実証実験 (運用条件案に基づく 送受信実施) スケジュール周知	全体 説明会	特庁・指定 機関の 利用意思 確認	特庁・指定機関での 送受信体制整備			利用開始
府下 特定行政庁				利用検討			利用準備	利用準備		利用開始
指定確認 検査機関				利用検討			利用準備	利用準備		利用開始
大阪府	8/27 ICBAと 打合せ	運用条件 打合せ確認		周知文書発信 実証実験	全体説明会 説明対応	利用意思決定	利用申込			利用開始
大阪防災 近確機構	利用条件案確認		実証実験						利用するかどうかは、最終的には他の特庁や指定機関の利用意向を確認して決定いただくこととします。	利用開始
ICBA	運用条件案作成		周知文書作成	周知文書に対する 質疑対応	全体説明会 説明対応	利用団体とりまとめ		各機関の利用手続き		
共用データベース 未利用団体における 配信システム利用費用										全体説明会までに 検討